訪問看護料金表 東原訪問看護リハビリステーション

訪問看護料金表(介護保険)

【介護訪問看護】

	利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
20 分未満	3349 円	335 円	670 円
30 分未満	5029 円	503 円	1006 円
30 分以上 60 分未満	8474 円	875 円	1750 円
60 分以上 90 分未満	12037 円	1204 円	2408 円
リハビリ訪問 40 分※1	6270 円	627 円	1254 円
リハビリ訪問 60 分※1	8472 円	848 円	1696 円

【介護予防訪問看護】

	利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
20 分未満	3231 円	324 円	648 円
30 分未満	4815 円	482 円	964 円
30 分以上 60 分未満	8474 円	848 円	1696 円
60 分以上 90 分未満	11630 円	1163 円	2326 円
リハビリ訪問 40 分※1	6056 円	606 円	1212 円

※1 リハビリ(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)

加算(月1回)	随時加算	対応時加算
緊急時訪問看護加算	早期・夜間・深夜 加算	退院時共同加算
特別管理加算		初回加算
		ターミナルケア加算

[※]加算の詳細は契約時にご説明いたします。

訪問看護利用料金表(医療保険)

①利用者負担割合

療養者の年齢や収入により1~2割負担(公費負担医療制度※1あり)				
負担割合※2	義務教育就学前		2割	
	義務教育就学~70歳未満		3割	
	70歳以上~75歳未 一般・低所得者		2割	
	満	現役並み所得者	3割	
	後期高齢者医療対象者	一般・低所得者	1割	
		現役並み所得者	3割	
※1公費負担医療制度とは、利用者が訪問看護を受けた場合に、その費用を公費で負担する制度です。				
公費負担医療制度には、次のものがあります。□戦傷病者 □原子爆弾被爆者 □障害者自立支援によ				
る自立支援医療 □特定医療費(指定難病)助成制度 □重度心身障害者医療費補助(1割のみ助成) □				
生活保護 □小児慢性特定疾患治療研究事業 □乳幼児等医療費の補助				
※2負担割合については、手持ちの健康保険証等にてご確認ください。				

②基本となる利用料 (別途、加算となる項目がありますので契約時にご説明いたします。)

基	区分	職種	訪問日数等	利用料金
本と	□訪問看護基本療養費Ⅰ	保健師・看護師	週3日目まで	5,550 円/日
なる。			週4日目以降※3	6,550 円/日
基本となる利用料		理学療法士等		5,550 円/日
	□訪問看護基本療養費Ⅱ	保健師・看護師	2人週3日目まで	5,550 円/日
	(同一建物居住者で同一日複数		2人週4日目以降	6,550 円/日
	者)		3人週3日目まで	2,780 円/日
			3人週4日目以降	3,280 円/日
		理学療法士等	同一日に2人	5,550 円/日
			同一日に3人以上	2,780 円/日
	□訪問看護基本療養費Ⅲ※4		入院中1回	8,500 円/日
	□訪問看護管理療養費		月の初日	7,400 円/日
			2日目以降	2,980 円/日

※3医療保険が適応となる訪問看護は、原則として3日/週までとなっています。ただし、厚生労働大臣が定める疾病などの療養者、あるいは疾患の急性増悪や終末期などにより、主治医から4日/週以上の頻回な訪問看護が必要であるとの指示を受けた場合、特別管理加算に該当する療養者には、日数の制限はなく訪問看護が可能となっています。※4在宅療養に備えて一時的に外泊をしている療養者に対して訪問看護を行った場合に算定されます。入院中1回が原則ですが、厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回に限り算定できます。管理療養費算定なし。